

## 内部統制の生成と発展

——日本における制度化の観点から——

佐久間 義浩

### I はじめに

エンロン事件やワールドコム事件等の一連の企業不正あるいは三菱ふそうや雪印フーズなどで明らかになった企業不祥事において、内部統制が有効に機能していなかったのではないかという指摘がある。このような疑念に対し、アメリカでは、Sarbanes-Oxley Act of 2002（以下、SOX法という）が制定され、コーポレート・ガバナンス構築に貢献する内部統制の構築を試みている。同様に、日本においても、法における開示義務を課すことにより、コーポレート・ガバナンス構築のための内部統制の充実を目指している。具体的には、2005年7月26日に会社法が、つづく2006年2月7日に会社法施行規則が制定された。また、2006年6月7日には金融商品取引法が、そして、2007年2月15日、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（以下、内部統制に関する監査基準等という）が相次いで公表され、内部統制の法制化が図られている。

しかし、そもそも内部統制という概念は、抽象的であり、論者により扱われ方が異なる（AICPA [1992]）。さらに、日本において、同時期に主要な2つの法律（会社法および金融商品取引法）で内部統制に関する規制が行われたこともあって、「混乱が見受けられる」（八田 [2007] 45ページ）。そこで、本稿では、それぞれの規制の立場を明確にし、企業内で存在している内部統制がどういった側面から法制化されているかを明らかにする。同時に、それぞれの規

制が、どういった位置づけで内部統制に関与しているかについても考察する<sup>1)</sup>。さらに、それぞれの規制と内部統制との関係が、どのように変化したかについても検討する。

とりわけ本稿では、会社法および金融商品取引法における内部統制構築の法制化について、その成立過程に踏み込むことによって、それぞれの規制がどのような趣旨で内部統制に関して法案に盛り込んでいったかについて検討を行っている。その際、会社法や金融商品取引法のみならず、ディスクロージャー制度に不可欠な監査基準、とくに今回新たに制定された内部統制に関する監査基準等への考察も必要と考える。なぜなら、監査に関連する一連の基準は、法としての位置づけはないものの、改革以前においても、ディスクロージャー制度を運用する上で、重要な地位を占めていたと考えられるからである。

また、今回行われた商法・証券取引法改革と同種の内部統制導入に関する議論が、戦後、会計士監査導入期において行われたことを指摘し、日本における内部統制を改めて考察する。

なお、本稿では議論を拡散させないために、特段の断りのないかぎり、対象企業を会社法及び金融商品取引法適用会社に限定して考えることとする。

本稿の構成は以下のとおりである。第Ⅱ節および第Ⅲ節では、会社法および金融商品取引法において構築を求められることになった内部統制に関する審議会での議論に焦点をあて、如何にして今回の会社法および金融商品取引法で規定されるに至ったかについて考察する。第Ⅳ節では、内部統制が法制化される以前に立ち戻り、そもそも日本における内部統制はどのようなものであったかについて、内部統制の議論が行われた戦後の会計監査導入期の状況を検討する。第Ⅴ節では、それぞれの規制と内部統制との関係を考察する。最後に本稿をまとめる。

1) したがって、本稿では、法令等の成立過程に焦点をおいているため、会社法・金融商品取引法・内部統制に関する監査基準等のそれぞれの相違が比較的明確な部分については、最低限の考察にとどめる。それぞれの相違については、神田 [2007]、鳥羽 [2007] 等を参照されたい。

本稿での考察が、内部統制構築に関する議論に関し、新たな視点からの考察を加えることができれば幸いである。

## II 会社法における内部統制<sup>2)</sup>

本節では、会社法において内部統制が法定化された経緯を法制審議会会社法(現代化関係)部会(以下、部会という)の議事録を中心に検討する。

部会開催当初は、完全子会社の機関設定の簡素化(法制審議会 [2003a], [2003b])や多段階代表訴訟<sup>3)</sup>(法制審議会 [2004a], [2004b])に関する議論が活発に行われ、内部統制の構築については議論の中心とはなっておらず、むしろ全般的に内部統制の構築を法定化に否定的な発言が多かった。

しかし、2004年6月16日公表の自由民主党政務調査会法務部会商法に関する小委員会「会社法制の現代化に関する中間とりまとめ」(以下、「中間とりまとめ」という)や部会に付随する研究会において、内部統制に関する問題が取り上げられることとなり事態が一転する。たとえば、中間とりまとめでは、「国際的な競争に晒されている大企業については、その競争力を確保し、企業関係者の自治を尊重するとともに、特に、その資本市場をはじめ社会に与える影響力の大きさに鑑み、企業経営の健全性維持に十分留意し」、「内部統制システムに関する決定・開示の義務付け」の重要性を指摘している。

この中間とりまとめの影響により、内部統制が論点のひとつとして議論されることとなった。この点は、内部統制の「構築に関する決定・開示の強化は、試案にはなかった事項であるが、自民党政務調査会法務部会・商法に関する小委員会においてなされた審議の模様等を勘案し、要綱案に盛り込まれた」(江頭 [2005] 13ページ、江頭他 [2005] 20ページ、森本発言参照)と指摘されて

2) トレッドウェイ委員会支援組織委員会(以下、COSOという)で定義されている内部統制(AICPA [1992], [1994])と同様に、江頭 [2005]も、内部統制を「企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的」(15ページ)としていると定義している。

3) 多段階代表訴訟とは、親会社の株主による子会社の取締役等に対する責任追及等の訴えをいう。最終的に、この点については法案に盛り込まれていない。

いることからもうかがえる。

その結果、大会社における内部統制構築の基本方針にかかわる事項を法律事項とし、営業報告書<sup>4)</sup>に記載する形で開示することが提案された。審議においては、企業側の負担コストの観点から、内部統制構築に対し消極的な意見もあったものの<sup>5)</sup>、「経営者が責任を持ってやっているという位置づけを商法上明確にしておく必要がある」という意見や「株主総会での質問権の対象にする」という点で意義があるという意見が多くを占めていた（法制審議会 [2004c] 参照）。

こうした部会での議論を経て、2005年2月9日、最終的に法制審議会総会「会社法法の現代化に関する要綱」に、内部統制の構築に関する決定・開示に関する事項が盛り込まれるにいたった。このように、内部統制の会社法への導入には、「審議の終わりの段階になってから、内部統制の問題が国会の方から問題として投げかけられ」（法制審議会 [2004d]）たということからも、政治的要素の影響が反映されている改正であったといえる。

また、今回の会社法関連の改正において、会社法施行規則第100条第1項第5号が新たに制定された。「企業グループとしての業務の適正の確保は、今回の会社法施行規則で新たに求められたもので、企業に対して独立した法人格の枠を超えた管理責任」（鶯地 [2006] 42ページ）を求めており、「これまでの商法より一歩踏み込んだルールである」（鶯地 [2006] 42ページ）と評されている。

このような規定を制定した背景には、「会社経営の中心はすでに単体から連結中心に移って」（鶯地 [2006] 42ページ）おり、「企業集団として運営されていることが少なくない」（相澤 [2006b] 108ページ）ことがあげられる。そのため、「株主その他のステークホルダーに対して連結ベースで説明責任を果た

4) 改正後は事業報告書に記載することとなっている。

5) 企業側のコスト負担を懸念する委員もいたものの、委員会等設置会社や有価証券報告書提出会社で既の実施されているという理由もあり、内部統制の法定化に関して審議委員から強い反対意見はなかった。

す責務があるのは当然のこと」(篤地 [2006] 42ページ) となってきた。

同時に、これまで明らかになった一連の「不祥事は子会社で生じることも多く」(武井 [2006] 51ページ) く、企業グループ全体として、業務の適正を確保する必要に迫られることとなった(小館他 [2006] 45ページ, 相澤 [2006b] 108ページ)。このような目的を達成するため、グループ全体としての「体制整備・構築を行う必要があることから、会社法施行規則はそれを内部統制システム構築の基本要素として規定」(中村・大塚 [2006] 18ページ) することとなった。このように規定された内部統制は、「企業グループとして、社会的責任を果たすためのすそ野を広げた幅広い内部統制」(篤地 [2006] 42ページ) と考えられる。

このグループ全体を対象とした内部統制の構築義務については、第25回の部会において初めて提案があった。すなわち、「親会社の取締役会に子会社を含めた企業グループとしての法令遵守とリスク管理のための内部統制システムを構築するような義務をできれば課して、その具体的な内容の状況をディスクローズするような立法を是非検討していただきたい」(法制審議会 [2004b]) というものである。その後、特段の込み入った議論もないまま、企業結合法制の前提となるような、「企業集団における業務の適正を確保するための体制」として規定された(相澤 [2006a] 25ページ)。この背景には、「国会の方からはたしか企業グループについての内部統制についてもという御意見があった」(法制審議会 [2004d]) ことから、政治的影響が強い規定であると推察できる。

以上までの検討で、会社法における内部統制の法定化される経緯を明らかにした。次節では、金融商品取引法における内部統制の法定化の経緯について検討する。

### III 金融商品取引法における内部統制

金融商品取引法は、金融審議会金融分科会第一部会(以下、金融審議会とい

う)において、2001年から検討され、2006年6月7日に成立、6月14日公布された。本節では、金融商品取引法における内部統制について、その立案過程に立ち戻り、いかにして法案までにいたったかについて金融審議会における議事録を中心に検討する。

金融審議会は、2001年10月3日に第1回が開催された。また、同会において、下部組織としてディスクロージャー・ワーキング・グループの設置を承認している。当初、金融審議会は、日本の証券市場は今後どうあるべきか、そのためにはどういう施策が必要なのかといった大きな視点からの議論が中心であった。そして、より実務的な検討あるいは専門的な観点からの調査・検討の必要性からワーキング・グループが設置された<sup>6)</sup>。

金融審議会において、内部統制に関する議論は、第20回金融審議会<sup>7)</sup>で、ディスクロージャー制度に関する論点のひとつとして、初めて採りあげられた<sup>8)</sup>(金融審議会 [2004a])。その後、第23回金融審議会において、ワーキング・グループにおける検討結果の報告にもとづいて本格的な議論がなされている(金融審議会 [2004b])。

とくに、ワーキング・グループでは、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方」について報告をおこなっている(金融審議会 [2004c])。そこでは、有価証券報告書の開示内容について不適正な事例が相次いでいる最近の事態の深刻さを認識するとともに、この要因として、「内部統制が有効に機能していなかったのではないか」(1ページ)と指摘し、「ディスクロージャーの信頼性を確保するため、内部統

6) ワーキング・グループの当初の目的は、「証券市場の構造改革プログラム」の一環として、個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現の環境整備であった。

7) この審議会において、内部統制の開示に関して、早急の実現を求める委員もいた(金融審議会 [2004a], 上柳発言)。

8) 具体的には、開示制度をめぐる論点項目として、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士等による監査のあり方、継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方、コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方、親会社継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方をあげている(金融審議会 [2004b])。

制の強化を図る方策が真剣に検討されるべきである」(1ページ)と提案している。その具体案として、「諸外国の実例や我が国の会社法制との整合性等にも留意しつつ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を早急に図るべきである」(2ページ)旨示している。

これ以降、内部統制は、投資サービス業者のコンプライアンス強化との関連(第27回(平成17年4月20日)、第28回(平成17年3月30日)、第29回(平成17年4月15日))や四半期報告との関連(金融審議会[2005a])で議論されている。そして、これらの議論は、第33回金融審議会で、中間整理(案)として提出され、「財務報告の内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による検証のあり方についても、引き続き、真剣な検討が行われるべきである」(金融審議会[2005b] 21ページ)とまとめられている。

その後、第40回金融審議会で、財務報告に係る内部統制の有効性を経営者が評価し、公認会計士等がチェックするという仕組みの義務化が提案された(金融審議会[2005c])。そして、第41回金融審議会で、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士による監査について、その義務化を図ることが適当である」(金融審議会[2005d])とし、法案に盛り込まれた。これら2つの審議会における義務化に関する議論において、審議委員からは特別の反対意見はみられなかった。

以上のような経緯で、金融商品取引法において、財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」が法定化された。次節では、今回のように内部統制に関して注目された時期に焦点をあて、同時代との比較を試みる。

#### IV 証券取引法制定前後の内部統制

本節では、法定化の内部統制がいかなるものであったかについて、とくに内部統制に関する議論の萌芽期に焦点をあて、当時の議論を考察する。

日本における内部統制は、「既に明治年間乃至は大正年代」(青木[1956] 39

ページ) から実施されていた (久保田 [1957] 26ページ, 神馬 [1955] 序)<sup>9)</sup>。しかし、内部統制は企業経営の限られた範囲にのみ用いられ、かつその機能は優れているとはいえるものではなかった (神馬 [1955] 序)。

この内部統制に注目が集まったのは、証券取引法にもとづく公認会計士監査の導入が行われた時期である。通商産業省産業合理化審議会は、日本での会計士監査の導入に際し、AIA [1949] を参考とした「企業における内部統制について」を発表し、日本における内部統制の必要性を指摘した。しかし、当時の内部統制は、「一般にははなはだ不完全であり、」「わが国企業の普遍的な欠陥」(通商産業省 [1954] 2-3ページ, 青木 [1951] 22-24ページ) と指摘されるほど、不備が多いものであった。

また、当時の内部統制は「会計士監査に対応するため」(青木 [1956] 43ページ) だけでなく、「近代的経営管理の用具として」(青木 [1956] 43ページ) も用いられ始めていた。この一例として、軍需品工場に対する会計監督官制度に対応するための内部監査の導入がある (古川 [1958] 44ページ, 青木 [1956] 43ページ)。この内部監査が、「経営管理的性格を有する内部統制への展開を示している」(古川 [1958] 45ページ)<sup>10)</sup>。

同時に、当時の「商法改正によって、わが国の株式会社にも取締役制度がとり入れられることになり、この取締役会との関係からも当然に内部統制組織の確立が必要」(青木 [1951] 23ページ, 通商産業省 [1954] 3ページ, 古川 [1958] 40-43ページ) ともなった。つまり、取締役会の新設にともない、その監視機能補佐のため内部統制の確立が提唱されていた (古川 [1958] 40-43ページ)。

この後、会計士監査が導入され、内部統制は財務諸表監査との関連で主に議論されることとなる。とくに近時の監査基準の改定において、内部統制はリス

9) 具体的には、住友倉庫、住友電気、住友金属において住友本社の検査役による監査が行われていた (青木 [1956] 40ページ)。

10) しかし、このような経営管理的な内部統制が、「どのように各企業内部に導入され、かつ実施されたかは、必ずしもつまびらかではない」(古川 [1958] 45ページ)。



ク・アプローチとの観点からの議論が多くなった。しかし、本節で扱った時期以降、1997年の大和銀行事件の高裁判決まで、とくに法律的な問題として扱われることが乏しい問題となった<sup>11)</sup>。

このように、本節では、証券取引法が施行されはじめた1950年代までを主に対象として検討した。この時期の内部統制は、企業における自発的な存在として機能していたか疑わしいものであった。

次節では、このような内部統制の特質をふまえて、今回の会社法における法制化に関して検討を加える。

## V 3つの視点からの内部統制の法制化

第IV節では、前節までの考察をもとに、会社法・金融商品取引法の関係を明らかにする。また、ディスクロージャー制度において重要な位置づけを占めている内部統制に関する監査基準等との関係にもふれる。考察は、主に審議過程における制度趣旨の相違等を中心として行うとともに、改正前後における関係との比較を行うものとする。

### 1 会社法と金融商品取引法

「証券取引法と会社法が両者一体となって公開会社についての法規制が実質上作られている」（法制審議会 [2002]）と指摘されるように、両者の関係については、ディスクロージャー制度の数度にわたる改革をつうじて、徐々に関連が深まってきた。

しかし、「内部統制に関する企業実務は、会社法と金融商品取引法では異なる」（鳥羽 [2007] 393ページ）。最も大きな違いは、会社法は、内部統制の構築義務について、取締役の善管注意義務との関係から責任免除のインセンティブとしているのに対し、金融商品取引法は、相次ぐディスクロージャーをめぐる不適切事例に対処するため、市場の信頼性を回復することに主眼をおいてい

11) 大和銀行事件と内部統制問題については、町田 [2004] 参照。

る点である。

また、「金融商品取引法のもとで推進されている内部統制実務が『内部統制の機能状況』を取り上げているのに対し、会社法では『内部統制の整備状況』がもっぱら規制の対象となっており、その点に、金融商品取引法の内部統制実務と会社法の内部統制実務の、現時点での大きな違いがある」（鳥羽 [2007] 157ページ）。

すなわち、「会社法は、内部統制システムの確立に向けての会社の機関の取り組みの大枠を示したにとどまり、内部統制システムの機能状況を評価し、あるいはそれを報告する枠組みは、会社自治の問題として会社の機関に委ねている。これに対して、金融商品取引法は、証券市場を利用して資金の調達を行う企業に対して、財務報告に係る内部統制システムの構築を実質的に義務づけるとともに、その機能状況について経営者の言明—内部統制報告書—を求め、かつ、その信頼性を担保するために、公認会計士による監査を義務づけている」（鳥羽 [2007] 393ページ）。

このように、内部統制構築に関して、「両者の目的は必ずしも同じではない」（神田 [2007] 182ページ）。

このような違いは、審議過程においてもあらわれている。すなわち、第Ⅱ節でも明らかにしたように、会社法における内部統制に関する規定は、自民党の中間とりまとめなど政治的影響を濃く反映した規定であるといわれている。一方、金融商品取引法では、金融審議会の下部組織であるディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討をもとに一貫した議論が行われていた。

そのほか、内部統制の対象範囲も、会社法は内部統制全般に及ぶのに対し、金融商品取引法は財務報告がメインとなっているという違いもある<sup>12)</sup>。

## 2 会社法と内部統制に関する監査基準等

従来から、内部統制をつうじた、両者の関係（会社法改正前は、監査基準と

12) その他に、それぞれの法が対象とする企業の相違もある。

の関係)は希薄であったといえる。そもそも監査基準は証券取引法に基づくディスクロージャーをベースとしており、商法とは異なる趣旨で制定されている。

この点について、立法担当者は、「米国の COSO レポート等、これまで会社の内部統制に対するさまざまな試みが行われているが、これらの試みと、会社法における株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法上の内部統制)とは、直接には関係がない」(相澤・葉玉・郡谷編 [2006] 333ページ)と考えられている。また、COSO を含めた内部統制については、「業務執行機関内における内部統制システムであるが、会社法における内部統制システムは、業務執行機関の外部の機関である監査役による業務執行機関の統制を含む点において大きく異なる」(相澤・葉玉・郡谷編 [2006] 333ページ)という見解を示している。

したがって、「会社法では、内部統制の考え方を一步推し進めて、監査役をそのシステムに組み込むとともに、取締役会の定めた内部統制システム自体を監査の対象とし、監査役がその内容が相当でないと認めるときは、その旨およびその理由を監査報告に記載することとし、「会社のすべての機関を活用して、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の構築を目指すところに、その特徴がある」(相澤・葉玉・郡谷編 [2006] 333ページ)。

しかし、今回の内部統制に関する監査基準等の設定過程において、全般的に会社法との整合性について繰り返し議論が行われている(たとえば企業会計審議会 [2005a], [2005b], [2005c], [2005d], [2005e], [2006] など)。とくに、第4回審議会で提示した論点に基づき、会社法における内部統制の対象との違いや内部統制報告に関する監査役の役割等についての議論がされている(企業会計審議会 [2005a])。また、議論の過程で、これまでの商法と証券取引法は、それぞれが連携を持たずに独自のスタンスで規制してきた事実もある点が批判され、会社法や金融商品取引法とのすり合せとして、内部統制に関する監査基準を位置づけることを主張する委員もいた(企業会計審議会 [2005d],

[2005e] ほか、荒谷委員発言)。こういった指摘が、今回の内部統制に関する監査基準等の設定において、反映され、両者の関係を構築したと考えられる。

### 3 金融商品取引法と内部統制に関する監査基準等

従来から両者の関係（金融商品取引法改正前は、監査基準との関係）は切り離せないものであった。そもそも、両者の関係の起源は、第IV節で検討したように、証券取引法に基づく財務諸表監査導入期にまで遡る。その後も、リスク・アプローチに基づく監査の導入など、さまざまな局面で両者の関係が見出しえる。

とりわけ、今回の改正において、両者は以下のように関係が構築された。すなわち、2005年1月28日開催の企業会計審議会総会において、内部統制部会の設置が認められた。内部統制部会は、金融審議会 [2004c] での内容に基づき、財務報告等に係る内部統制に関してルールづくりの役割を担うこととなる。同様に、金融審議会においては、「企業会計審議会における関連の基準の検討等を踏まえて制度化のあり方について判断をする」（金融審議会 [2005c]）こととした点や内部統制部会での基準のあり方についての報告をふまえて、内部統制報告の義務化を促すなど、両者がそれぞれを意識して議論をすすめて、制度化に至っている。

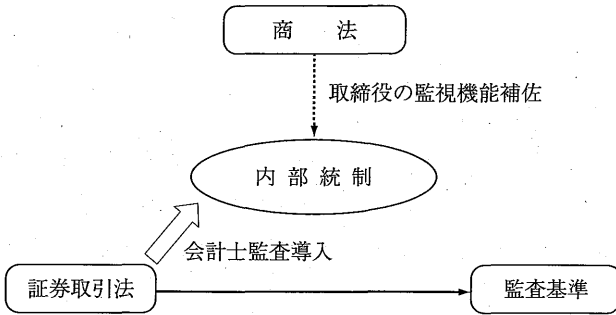
したがって、それぞれの規制は財務報告に係る内部統制を規定し、とくに金融商品取引法では、法的側面から、内部統制に関する監査基準等は、その規定を実現すべく、監査制度の実施面から規定されている関係にあると思われる。

### 4 会社法・金融商品取引法・内部統制に関する監査基準等のトライアングレーションの形成

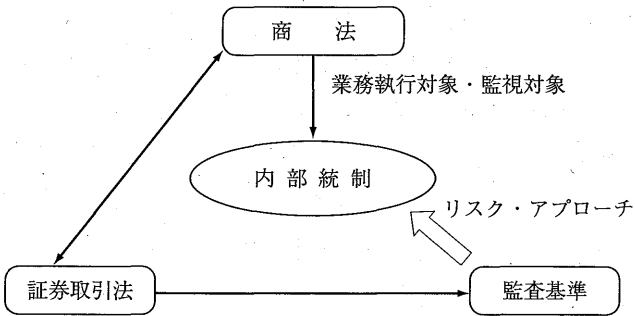
これまでの考察をふまえて、会社法・金融商品取引法・内部統制に関する監査基準等と内部統制との関係について検討する。

それぞれの関係の歴史的経緯については、第1図から第3図に示したとおり

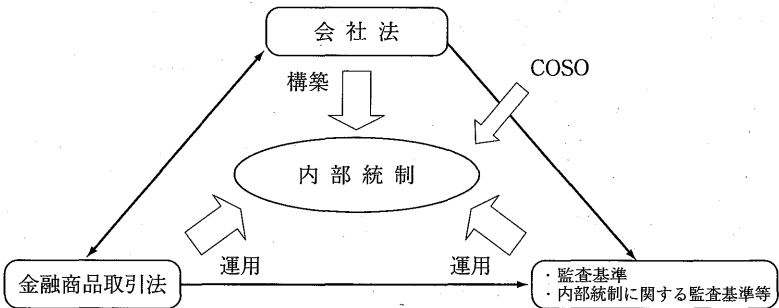
第1図 内部統制と諸法令との関係 (1950年代)



第2図 内部統制と諸法令との関係 (改正直前)



第3図 内部統制と諸法令との関係 (改正後)



である。

第1図では、1950年代、証券取引法が施行された時期における内部統制と諸法令の関係を示している。第1図は、証券取引法における会計士監査の導入を契機として、内部統制に対する関心が高まり、かつ商法からは、取締役の監視機能補佐という役割を担っていたものの、その機能は疑わしいものであったことを示している<sup>13)</sup>。

つぎに第2図では、今回行われた一連の改正直前時における関係を示している。相次ぐ企業不正に対するディスクロージャー改革を経て、商法と証券取引法の関係が形成されている。また、第1図と比べて、商法からの関係が強まってきた。

これまで「企業不祥事や経営不祥事が『内部統制』という視点から分析・反省されることはほとんどなかった」（鳥羽 [2005] 145ページ）。しかし、1997年12月8日における大和銀行株主代表訴訟担保提供命令に対する即時抗告事件（大阪高裁）における決定を受け、内部統制が法的認知を初めて受けた（鳥羽 [2005] 145ページ、鳥羽 [2007] 439-445ページ<sup>14)</sup>）。また、監査基準の改定により、いわゆるリスク・アプローチの考え方が採用されるとともに、新たに内部統制概念が導入され、監査手続きにおける内部統制の重要性が増したことを示している。

最後に、第3図では、今回行われた一連の法改正後の関係を示している。会社法は、第362条4項第6号、第416条第1項第1号ロや会社法施行規則第100条第1項において、内部統制に関する規定を明記した<sup>15)</sup>。この規定について、立法担当者は、「事業報告において決定の概要をきちんと開示しなければなら

13) 青木 [1951] は、「最近における企業経営の社会化傾向に関係して内部統制の必要性を説いた項を加えたら、一層内部統制の必要な理由と社会的意義とを裏付け」（24ページ）られるとしている。この点について、CSRを含めた内部統制構築をグループレベルで実施するなど、今日における議論にもあてはまる指摘であるといえる。

14) この判決を皮切りに、2002年の神戸製鋼所利益供与事件や2006年のダスキン株主代表訴訟などの判決が次々と出ている。

15) なお、鳥羽 [2007] は、「現代における会社経営に対する見識が十分に反映されている、と高く評価」（157ページ）している。

ないこととなるという点以外は、実体上の規律としては変化はない」(相澤他 [2006] 24ページ, 相澤発言)<sup>16)</sup>。つまり、内部統制「の構築義務は、善管注意義務の一環として業務執行者に課されている義務であり、会社法や施行規則が新たに課すこととした義務」(相澤 [2006a] 25ページ)ではない。また、会社法施行規則にあげられている体制も、「善管注意義務の内容として整備が要求される内部統制システムとしては、いずれも当然に含まれ得るもの」(相澤 [2006a] 25ページ)である点が指摘されている。

こういった立法担当者の主張があるものの、「今回の会社法は従来の商法のもとでの内部統制観に対して決定的に訣別を告げることとなった」(鳥羽 [2007] 157ページ)と指摘されるように、会社法における内部統制の法制化によって、企業は多大な影響を受けたという指摘もある。

また、金融商品取引法では、第24条の4の4で財務報告に係る内部統制報告書の提出を、そして第193条の2第2項で、同報告書に対する公認会計士または監査法人による監査証明を義務づけている。

内部統制に関する監査基準等も、金融商品取引法における監査に関する具体的なルールとして、財務報告に係る内部統制の運用面を規定している。また、内部統制に関する監査基準等では、「有効な内部統制の構築・整備・運用に主体的に取り組む経営者の創意工夫の面が重視されており、内部統制の要である経営者の目線に立って、有効な内部統制の構築等、さらには、財務報告に係る内部統制の評価と報告の要点が具体的に示されている」(橋本 [2007] 34ページ)。

そして、すべての法令等は、その審議過程における考察からも、AICPA [1992], [1994] の影響を少なからず受けている。そして、これらの諸法令は抽象的な内部統制を可視化するツールとなるとともに、規制それぞれが、企業

16) 同様の指摘として、「内部統制システム等の整備は取締役会や代表取締役の任務に含まれると思っていたため、この省令で、さほど大きく変わったわけではない」(相澤他 [2006] 24ページ, 弥永発言)という意見もある。

の内部統制構築を支える根幹ともなると考えることもできる。

このようにして、第3図に示すような内部統制のトライアングレーションが形成されるにいたったと解する。

## 5 小 括

以上、日本における内部統制とそれを支えるそれぞれの法規制との関係を検討した。会社法・金融商品取引法のどちらも、内部統制に関する規定は、改正審議が進む過程で盛り込まれることとなった。この契機は、日本で明らかになった一連の企業不正事件であり、この現象に対し、異なる立場から、異なる対応を図ったものと解する。そして、こういった異なる観点から行われている規制を介することによって、利害関係者に、内部統制という抽象的な存在を、それぞれの立法趣旨に則った形で可視化される。同時に、一部の委員から批判があった、従前の規制では軽視されがちであった商法・証券取引法との連携についても、会社法・金融商品取引法との間では、内部統制という問題をつうじて試みがなされている。

「もともと私的自治の問題である内部統制に関して、法規によってその意義や範囲を規定できるものではなく、またそのような必要もない」(松本 [2007] 28ページ)。しかし、アメリカにおける内部統制の自生的な発展と違い、日本においては、法規制との関係で、より注目を集めてきた経緯がある。今回の一連の改正も、その傾向のひとつと見受けられる。そして、改正後の結果として、それぞれの諸法令は内部統制を支える鼎として位置づけられるようになったと解せる。

## VI お わ り に

以上、内部統制構築の法制化について、その成立過程にまでふみこみ、会社法・金融商品取引法・内部統制に関する監査基準等のそれぞれの位置づけを明確にし、内部統制とそれぞれの関係を検討するという本稿の目的はおおむね達



成されたものと思われる。

従前まで、内部統制に関して、それぞれの法規定は、それほど強固な結びつきが認められなかった。しかし、今回の改正に至り、内部統制を中心としたトライアングレーションの関係を形成したのではなかろうか。そして、それぞれの法規定によって、抽象的な存在としての内部統制が、それぞれの視点（法規定）をつうじて、可視化されたのではないかと思われる。

また、内部統制に関する議論が同様に行われていた会計士監査導入期に遡って見たところ、そもそも日本において内部統制は、アメリカほど機能していたとは言いがたいものであった。しかも、日本において内部統制は自発的に構築されたものではなく、会計士監査・取締役会制度導入という、きわめて法律的な側面から検討された点は特徴のひとつであると思われる。しかし、その後、内部統制が有効に機能していたか明らかではなく、1997年の大和銀行事件において、再度、注目を浴びることとなり、今回の一連の改正にいたっている。

このように、今回新たに規制の対象となった内部統制が、今後、企業において機能するかは、今のところ明らかではない。AICPA [1999] が指摘するように、会計不正防止法により、内部統制を法定化したアメリカにおいてさえ企業不正はなくなることはなかった。この経験は、日本でも繰り返されることとなるのであろうか。

しかも、いずれの規定の審議過程においても、企業側が負担するコストの問題について実務家委員を中心として議論がされている<sup>17)</sup>。もちろん、SOX法の適用状況を踏まえて、内部統制に関する監査基準等では、ダイレクト・レポートの採用や内部統制監査と財務諸表監査の一体的監査の実施等を認めている。しかし、結局、企業に対する負担だけが重くのしかかり、効果が

17) 無論、有効な内部統制は、「企業自体の競争力と価値を高め、もって市場における優位性を獲得する方策でもある」（八田 [2007] 46ページ）ため、企業側において、「相応のコスト負担を求められることは当然のことといえる。加えて、上場会社においては、資金調達コストの削減等をはじめとした多大な恩恵を享受するためのミニマム・スタンダードとして、内部統制関連コストを負担することは、社会的責任の一環」（八田 [2007] 46ページ）であるという指摘も存在する。

明確にあらわれないというおそれも生じうる。内部統制法制化の効果に関する分析については、今後の課題としたい。

## 引用文献

- AIA [1949] Committee on Auditing Procedure, *Internal Control—Elements of a Coordinated System and its Importance to Management and the Independent Public Accountant*, AIA.
- AICPA [1992] the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, *Internal Control-Integrated Framework*, AICPA.
- [1994] the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, *Internal Control-Integrated Framework, Addendum to “Reporting to External Parties”*, AICPA.
- [1999] *Fraudulent Financial Reporting: 1987-1997 An Analysis of U. S. Public Companies*, AICPA.
- [2004] the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, *Enterprise Risk Management-Integrated Framework*, AICPA.
- GAO [2006] Report to the Committee on Small Business and Entrepreneurship, U. S. Senate, *Sarbanes-Oxley Act Consideration of Key Principles Needed in addressing Implementation for Smaller Public Companies*, United States Government Accountability Office.
- 相澤 哲 [2006a] 「省令の概要と株式・機関関係」『企業会計』Vol. 58, No. 4, 4月, 18-27ページ。
- [2006b] 「会社法及び会社法施行規則にみる内部統制の考え方」『企業会計』第58巻第5号, 5月, 104-110ページ。
- 相澤 哲・石井裕介 [2006] 「株主総会以外の機関」『商事法務』No. 1761, 3.15, 12-23ページ。
- 相澤 哲・葉玉匡美・郡谷大輔編 [2006] 『論点解説 新・会社法 千問の道標』商事法務。
- 相澤 哲・弥永真生・西川郁生・永井智亮・中西敏和 [2006] 「会社法関係法務省令案の論点と今後の対応」『商事法務』No. 1754, 1.5・15, 8-32ページ。
- 青木茂男 [1951] 「内部統制について」『監査』第2巻第8号, 9月, 19-32ページ。
- [1956] 『内部監査論』中央経済社。
- 篤地隆継 [2006] 「住友商事におけるインターナルコントロール・プロジェクト」『商事法務』No. 1766, 5.5・15, 41-46ページ。

- 江頭憲治郎 [2005] 『『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説(Ⅱ)』『商事法務』No. 1722, 2.15, 4-15ページ。
- 江頭憲治郎・森本 滋・神田秀樹・西川元啓・武井一浩 [2005] 『『会社法制の現代化に関する要綱案』の基本的な考え方』『商事法務』No. 1719, 1.5・15, 8-39ページ。
- 神田秀樹 [2007] 『会社法』第九版, 弘文堂。
- 企業会計審議会 [2005a] 『第4回内部統制部会会議録』3月23日。
- [2005b] 『第5回内部統制部会会議録』4月21日。
- [2005c] 『第11回内部統制部会会議録』7月6日。
- [2005d] 『第12回内部統制部会会議録』11月10日。
- [2005e] 『第13回内部統制部会会議録』12月8日。
- [2006] 『第14回内部統制部会会議録』11月6日。
- 金融審議会 [2004a] 『第20回金融審議会金融分科会第一部会議事録』9月28日。
- [2004b] 『第23回金融審議会金融分科会第一部会議事録』12月24日。
- [2004c] 『第23回金融審議会金融分科会第一部会議事録金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告——ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて——』12月24日。
- [2005a] 『第32回金融審議会金融分科会第一部会議事録』6月28日。
- [2005b] 『第33回金融審議会金融分科会第一部会中間整理案』7月7日。
- [2005c] 『第40回金融審議会金融分科会第一部会議事録』12月7日。
- [2005d] 『第41回金融審議会金融分科会第一部会議事録』12月14日。
- 久保田音二郎 [1957] 『内部監査』ダイヤモンド社。
- 小館浩樹・山神 理・戸倉圭太 [2006] 『会社法における内部統制システム』『商事法務』No. 1760, 3.5, 42-50ページ。
- 神馬新七郎 [1955] 『内部監査』千倉書房。
- 武井一浩 [2006] 『『内部統制法制』の実務的観点からの検討』『商事法務』No. 1766, 5.5・15, 47-53ページ。
- 通商産業省 [1954] 『内部統制と利益計画』日刊工業新聞社。
- 鳥羽至英 [2005] 『内部統制の理論と実務——執行・監督・監査の視点から——』國元書房。
- [2007] 『内部統制の理論と制度——執行・監督・監査の視点から——』國元書房。
- 中村信男・大塚和成 [2006] 『会社法における内部統制と実務対応』『金融法務事情』No. 1770, 5.5, 12-23ページ。
- 野村昭文 [2007] 『財務報告に係る内部統制の評価・監査に関する実施基準の概要』

- 『商事法務』No. 1794, 3.15, 4-10ページ。
- 橋本 尚 [2007] 「基準・実施基準の考え方及び内部統制の基本的枠組み」『企業会計』第59巻第5号, 5月, 26-34ページ。
- 八田進二 [2006] 「内部統制の制度化の背景とポイント～内部統制はいかに議論され制度化に至ったのか～」, 国際会計教育協会編『内部統制の要点』第一法規, 1-37ページ。
- [2007] 「内部統制報告制度の課題と展望——内部統制のモニタリング機能の担い手の視点から——」『會計』第171巻第1号, 1月, 42-55ページ。
- 古川榮一 [1958] 『内部統制組織』全訂版, 森山書店。
- 法制審議会 [2002] 『会社法（現代化関係）部会第1回会議議事録』9月25日。
- [2003a] 『会社法（現代化関係）部会第3回会議議事録』3月19日。
- [2003b] 『会社法（現代化関係）部会第14回会議議事録』10月8日。
- [2004a] 『会社法（現代化関係）部会第17回会議議事録』1月14日。
- [2004b] 『会社法（現代化関係）部会第25回会議議事録』6月16日。
- [2004c] 『会社法（現代化関係）部会第26回会議議事録』6月30日。
- [2004d] 『会社法（現代化関係）部会第32回会議議事録』12月8日。
- 町田祥弘 [2004] 『会計プロフェッションと内部統制』税務経理協会。
- 松本祥尚 [2007] 「財務諸表監査と内部統制監査の統合化」『會計』第171巻第1号, 1月, 27-41ページ。
- 宮廻美明 [2006] 「内部統制をめぐる最近の動きと企業の課題」『商事法務』No. 1766, 5.5・15, 29-34ページ。
- 山浦久司 [2006] 『会計監査論 [第4版]』中央経済社。